

議 長 次に、受付番号4号、平野由里子君の一般質問ですが、体調不良により欠席しておりますので、一般質問は行いません。

引き続きまして、受付番号第5号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

4 番 南 雲 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。受付番号第5号、質問議員第4番 南雲まさ子。

件名、本町の総合計画における文化行政と防災対策について。

要旨。(1) 現行の第5次総合計画(平成27年から平成30年)の施策には、郷土文化を活用した教育の推進が掲げられています。国は昨年6月23日にこれまでの文化芸術振興基本法の一部を改正し、法律の名称を文化芸術基本法といたしました。この改正を総合計画の中で生かすために、文化芸術の固有の価値を広がりのある形として、教育の中に取り入れることが重要と思いますが、考えをお伺いします。

(2) 熊本地震では支援の受け入れ体制が不十分であったり、西日本豪雨ではハザードマップの活用方法の周知が不徹底など、幾つかの問題点が浮き彫りになりました。そこで、次期総合計画において、新たにどのような施策を考えているのかお伺いします。以上です。よろしくお願ひします。

教 育 長 それでは、ただいまの南雲議員の御質問に順次お答えいたします。現在の総合計画では、施策に位置づけました郷土文化を活用した教育の取り組みは、地域に残る伝統芸能等を保存していくとともに、小学生、中学生などへ伝承し、次代を担う子供たちに文化芸術を愛好し、豊かな心と感性を培うことを目的としています。その一つとして、松田地区では大名行列を取り上げ、伝統芸能を伝承するには子供のうちから伝えることがよいと考え、現在保育園児、幼稚園児、小学生、特に4年生ですけれども、中学校1年生、それぞれの段階で保存会の方々に御協力をいただき、伝承教室や伝承活動に取り組んでいます。中学生は1年生を対象に、昭和63年から授業の総合的な学習の時間で大名行列について学ぶとともに、また民俗芸能伝承教室として、まつだ観光まつりなどで演舞しています。また寄地区では寄祭囃子保存会が弥勒寺、三ヶ村、大寺宮地、虫沢田代の4地区にあり、寄祭囃子の伝統を継承し、その保護・保存を推進し

ております。この祭囃子についても、小・中学生にお囃子を教えていただいております。子供たちも地域の人に混じって若葉まつりや観光まつり、文化祭などに参加し、演奏するなど伝承活動に積極的に取り組んでいただいております。このように関係者のお力添えをいただき、子供のころから地域の伝統文化に積極的にかかわり、地域に伝わる貴重な無形伝統芸能の保存、伝承に取り組んでいるところであります。

そのような中で、御質問の1点目の文化芸術基本法につきましては、ただいまお話がありましたとおり、法律の名称が文化芸術振興基本法から文化芸術基本法に改称され、基本理念についても改められました。基本理念の一つとしましては、児童・生徒に対する文化芸術に関する教育の重要性がうたわれております。この法律改正の趣旨を総合計画に生かすため、文化芸術の振興にとどまらず、教育施策の中に取り入れていくという御質問ですが、これまでと同様、町では子供たちが本物の文化芸術を見る、また体験することは、子供たちにとって豊かな情操を育てる上でもとても大事なことだと認識をしております。

現在の学習指導要領では、日本の伝統文化を取り扱う単元が多くなり、各教科でそのよさに触れ再認識する授業が行われるようになっていきます。具体的には例えば国語では古典や昔話、短歌、俳句、狂言を取り扱ったり、図工では墨絵を描いたり、我が国や諸外国の親しみのある美術作品を鑑賞したり、また音楽では和楽器や諸外国に伝わる楽器を、学校や児童の実態に応じて触れたり鑑賞したりしています。

町といたしましても平成23年度から子供たちへの芸術鑑賞教室を開催しており、平成28年度からは小学校、中学校でそれぞれ段階に見合った文化芸術を鑑賞するようにしています。具体の演目等につきましては学校と協議をして決めており、平成28年度は小学校ではみんなの音楽会として、「4つの声部と楽器アンサンブル」を、また中学校ではミュージカル「ジャングルポケット」を鑑賞しました。平成29年度は小学校では文化庁事業として児童劇を、中学校では同じく文化庁事業として人形浄瑠璃を鑑賞しました。今年度につきましては現在小・中学校で実施日や演目を調整しているところでございます。このように本物のよさに触れる芸術鑑賞は、子供たちの豊かな感性や創造性、コミュニケ

ーション能力を育むとともに、次代の文化芸術の担い手を育成するよい機会だ  
と思っております。毎年学校と協議の上、内容について検討しながら、今後も  
引き続き継続して実施していきたいと考えております。

また、改正された文化芸術基本法の基本理念につきましては、第6次総合計  
画の施策に位置づけ、学校教育を通して、歴史、伝統、文化に対する理解を深  
め、尊重する態度や文化芸術を愛好する心情などを培い、豊かな心と感性を持  
った人材育成に今後とも努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、子供たちが古くから愛されてきた文化芸術に興味  
を抱くことや重要性を認識していくことは、松田町が将来にわたって松田らし  
さを失わず、まちづくり、人づくりにつながることになると考えておりますの  
で、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

次に2点目の質問につきましては、町にかかわる部分もございますので、町  
長から回答させていただきます。よろしくをお願いいたします。

町 長 それでは、2点目の質問につきましては私のほうから回答させていただきます。  
平成28年に発生いたしました熊本地震では、震度7の地震が立て続けに2  
回発生し、また一連の地震で震度6弱以上の地震も7回発生し、いずれも観測  
史上初めてのことでありました。余震の回数は累計で4,000回を超えたと言わ  
れております。この地震により最大避難者数が11万750人、避難所数が267カ所  
開設されました。全国から人的支援・物的支援が行われ、公的機関からは416  
団体、5万3,821人の人的支援があり、民間からは49団体5,003人と、全体で5  
万8,824人に上ったということでございます。これら支援の方々の業務は、避  
難所の運営に始まり、応急給水、応急危険度判定、物資輸送・配布、家屋被害  
調査、罹災証明、災害ごみ収集に充てられておると聞いております。

このような中で支援要請時の課題といたしましては、地震による被災の規模  
が広範囲にわたり、災害の全容を正確に判断できなかったことで、必要な業務  
や支援期間、人員を示すことができなかったという、業務遂行時では避難所マ  
ニュアルは整備されていたものの、職員が熟知していなかったことによる混乱  
を生じてしまったこと。また受け入れ側の人員不足で、事前準備、応援職員の  
宿泊所の確保など、バックヤードが機能していなかったことなどが課題として

挙げられ、対策としては支援を要請する際には、被害状況の早期把握が大切であることや、避難所運営では平常時からの研修によるスキルの向上、業務のマニュアルの作成、受け入れ側での事前準備、支援者の宿泊所の確保など、体制を整備する必要があると検証されました。さらに、その後は支援の内容が変化することから、発災当初の避難所運営、物資輸送・配布、災害ごみ収集からインフラ及び公共施設の復旧に向けての短期派遣から中長期派遣に移行するよう体制準備も必要であるということでもございました。また支援物資については、国、地方団体、民間と拠点集積所に物資が運ばれております。そこから各区役所等々を通じ避難所に配布されましたが、一方通行となり避難所に必要な物資が要望と一致しない。また人手、輸送車両等の不足、物資を置く場所が不足しているなどの課題があったと聞いております。

次に、西日本で発生した洪水・土砂災害では、多くの犠牲者を出す結果となりました。警戒区域を示したハザードマップの活用が、避難した人と避難しなかった人ではその行動が分かれ、ハザードマップは知っていたが詳しく見たことがなく、自分は大丈夫、昔は大丈夫だったという経験からという理由で避難しない行動につながったと報道されておりました。一方で、行政も町民を避難させる説得をどこまでしたのかという説明周知が行き届いていなかったのかという課題が浮き彫りになったとの報道もありました。

このように熊本地震での応援と、応援を受け入れる自治体側のあり方、西日本豪雨災害でのハザードマップの活用のあり方など、結果として災害を防ぐことができなかったことが大きく報道されておりました。地震発生の予知は難しいですが、発災直後の二、三日は全体的に物資が不足することから、個人、地域を含めた備蓄体制を整備するため、町民に説明することや、町外からの供給ルートを確保し、事前に民間企業との協定を締結しておくこと。また物資の受け入れでは、集積所で物資が滞留することも予想されることから、物資輸送計画などの統制をとる職員を配置することや、日々変化する物資ニーズへの対応にも、インフラ等の状況を把握することや、またタブレット端末を利用した情報共有などの仕組みが必要であるというふうにも考えられます。

さらに洪水や大雨に対応する避難については、特に台風などの事前に進路、

被害状況の想定が可能な場合には、状況がひどくならない昼間の時間帯に避難準備情報を発信し、まず高齢者等の避難を誘導し、避難勧告や避難指示も状況が悪化しない早い段階で発信するよう対応していきます。このことで結果的に空振りになることも予想されますが、これまでの各地域での対応状況を見ますと、人の命にはかえられません。したがって、次期総合計画並びに町地域防災計画には、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発信を早めに、また明るいうちに発信することで、住民の移動の安全確保を図ることを念頭にし、避難所運営マニュアルを見直してまいります。あわせて職員の役割、町民、自治会の役割を明確化した個々のマニュアルも見直し整備してまいります。また災害の規模の大小ありますが、要支援者マニュアル、ボランティア対応マニュアルを計画に位置づけ整備していくことで、町民の安心・安全につなげてまいりますので、引き続き御理解、御協力をよろしくお願いいたします。以上です。

4 番 南 雲 最初の郷土文化を活用した教育の推進ということで、今御説明があつて、その際、私の固有の価値のある、郷土文化にとどまらない固有の価値のある文化芸術の部分を、これから次期の第6次総合計画に取り入れるお考えはありますかという質問に、ちょっと答えがなかったような気がしましたので、もう一度その点をよろしくお願いいたします。

教 育 長 今回の答弁の中にも一応触れてはいたつもりですが、要するに今回の基本法になったという背景には、やはりこれまでは文化芸術の振興ということに重点が置かれておりましたけれども、昨今のですね、少子高齢化やグローバル化やいろんな社会情勢が変化する中で、文化芸術がやっぱり新たないろいろな形の中の価値を見出して、いろいろな面でやっぱり、例えば観光だとかあるいは地域のいろんな活動にやっぱり活用していこうという、そういう必要性から生まれたというふうに理解をしております、その中の一つに教育も入っております。そういうことからして、やはりこの振興だけでなく、私たちはこれがこれまでどういう形で生まれてきたのか。あるいは伝統芸術が生まれてきて、これまでどういう形で伝承されてきたのかといったところも含めてですね、やっぱり教育の分野としては扱う中で、やっぱり子供たちが郷土に愛着を持ち、あるいは誇りを持てる人づくりにつなげていきたいというふうに思っております。

して、第6次の総合計画の中でもやはりそうした人づくりということを取り上げていますので、その中の一つとしてこの問題も総合計画の中に含めていくということになるかというふうに思っております。

4 番 南 雲 ありがとうございます。例えばですね、今までの文化芸術振興基本法の中には、そういう郷土文化というものが入っていなかったということでこの改正があったんですけども、今、日本というのは日本語を話す範囲が国境が一致していて、異文化の、他国との国境が接していないこともあって、自国の文化を意識する機会が少ないと言われていています。そうした中で観光やまちづくり、国際交流等の総合的な文化芸術の展開が求められるようになってきて、この法律の改正の中には、ユネスコ無形文化遺産に登録された和食も取り入れられているというようなことを考えてみますと、本当に現在の本町の総合計画に掲げられている、総合学習を活用し大名行列等の民俗芸能の伝承教室を開催することによる郷土文化への理解を伝承を図るということは、本当に文化芸術基本法の法律の趣旨とはとても一致していると思います。本当にこれはすばらしいことだと思いますし、松田町にもこういう郷土文化があるということは。でもそれにとどまらず、SDGsの達成に向けたものとして、17のゴールの4番目に、全ての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進するというふうに載っています。本当に生の質の高い演劇や音楽を鑑賞することは、本当にSDGsの質の高い教育と趣旨が一致すると思います。本当に広がりのある文化芸術基本法を推進していくためにも、今ある固有の価値である文化、芸術、音楽の推進をすることが本当に大事になってくると思いますので、この素案の中にある、次期の総合計画にこのことを掲げていただけるととても幅の広い、広がりのある基本法となりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それで、28年の6月議会で、国の予算を使って行う文化省の文化芸術における子供の育成事業を提案させていただき、その後文化省事業で今御答弁にもありましたように、芸術鑑賞会を行っていただきました。この文化省事業は保護者の方の参加も可能ですが、そういった保護者の方の参加ということはお考えにありますでしょうか、伺います。

教 育 課 長      ただいまの御質問なのですが、平成29年度に、先ほどの答弁にもありましたとおり、児童劇、人形浄瑠璃ということで、文化庁事業を実施しました。保護者においても芸術を広く皆さんで共有しながら振興していこう、または親しんでいこうということで、保護者も見てかまわないと思っております。呼びかけをしていきます。

4 番 南      雲      やはり保護者の方が一緒に鑑賞するという事は、やはり御自宅に帰ったときに、お子様とそういう共通の話題ができて、とてもいいことだと思いますので、ぜひそういうことをこれから推進していただけたらと思います。そして行った会場のことなんですけれども、今まで文化庁事業は小学校と中学校だったということなんですけれども、町民文化センターで寄小学校、松田小学校、松田中学校合同で、保護者の方も参加されて芸術鑑賞会を開催するお考えというのはございますでしょうか。

教 育 課 長      平成27年度までは小学校の高学年から中学3年生までは一緒に見ていただきまして、保護者にも開放していた経過はございます。その後ですが、発達の段階に応じたということで、なかなか一つの芸術を見るのにも、年齢層が幅広いので、小学校・中学校独自の先生とか関係者がかかわった中で、本物の質のよい芸術を見に行こうということで始めたものでございます。現在のところ、本年度につきましても小学校・中学校別々に芸術鑑賞をする予定でございます。次年度についてもそういった考えでございまして、一つの参考意見として取り上げていただきまして、次年度の計画に考えていきたいと思っております。

4 番 南      雲      琵琶湖の文化ホールで、ほんと、小学校5、6年生がオーケストラを聞いてすごい感動したという新聞記事も読みましたし、また私ちょっと少年野球やってる子たちが毎年、生の演奏をちょっと聞く機会がありまして、そこにも参加させてもらいますけど、ふだん元気に野球やってる少年たちが、本当に真剣にちょっと高度な、イタリアのすごいすばらしいね、声楽とか聞いててもきちっと聞いているんですね。やっぱり生のすばらしい音楽というのは、ほんと文化センターで、音響設備が整った文化センターでやって、感動しないことはないと思いますし、やはりその辺をね、幅広く小学生・中学生と一緒にやるということも可能だと思うんですね。先生とよく御相談なさって、専門家の方に御意見

いただくのが大事かと思えますけれども。それで、例えば寄小学校の生徒が松中の生徒たちを見て、子供たちはやはり中学へ入るのに不安を持っていると思うんですけども、そういった大勢の中学生を見て、ああ、こういうところなんだというふうに認識するのも大事かなと思います。

それで、あと湯河原町さんではね、総合計画に美術館の活用を掲げているんですけども、我が町も本町は文化センターを使って、全部、全ての学校の子たちが集まれるっていうすごい特典があると思います。例えば市ですと、学校が多すぎて1つの文化センターが使えないとか、あと町ではこのような1,000人も入るようなホールは持っていらっしやらないということで、本当に子育て支援としてのアピールもできると思うんですね、本町の。そういった意味でもぜひ学校の先生方と、そういったことも踏まえて御相談していただけたらと思いますが、お伺いいたします。

教 育 課 長      ただいまの御提案なんですけど、ここで文化センターも音響設備、器具も更新したところでございます。以前にも増してよりよい音響のもと、質の高い芸術を鑑賞できると思います。ですので、本物の質のいい芸術を見せるためにも、小・中学校の先生とも相談しながら次年度の計画を定めていきたいと思っております。

4 番 南 雲      続きまして、3.11の東日本大震災の後に移らせていただきます。受援計画の規定を設けたんですけども、なかなか進まない中で熊本地震が起きまして、益城町では本当に応援に駆けつけた援助業務に卓越した専門知識がある自治体職員を、交通整理や清掃業務などにつけさせたということで、活用しきれなかった…。

議 長              南雲議員、もう少し声を大きく。

4 番 南 雲      はい、すいません。活用しきれなかったということで、受援計画の必要性の周知と策定を促すために、昨年3月にガイドラインを作成しました。益城町では本年6月にBCPとともに災害時の受援計画を策定して、職員の業務を個人名で明記して、役割が見える化しました。次の2点を伺います。

1点目として、28年の12月議会の一般質問で、行政の優先業務を定めた業務継続計画、すなわちBCPの策定を提案させていただきました。策定されると

の御答弁でしたが、その後のBCPの進捗状況を伺います。2点目として、本町の受援計画は策定されていますでしょうか、伺います。

総務課長 お答えさせていただきます。ちょっと前後しちゃって申しわけありませんけれども。まず受援計画の関係でございます。町にはですね、今現在災害時におけるボランティアの受け入れに関する受援計画というのは、避難所運営マニュアルとしての中で一部出てくるだけでございまして、具体的に受援をどのようにやっていくかという細かい部分については、まだ定めがございません。これはボランティアとの受け入れの関係にもかかわってきますので、基本的にボランティアの受け入れは社会福祉協議会が担っております。町の社会福祉協議会、さらには県の社会福祉協議会、それとあと全国の社会福祉協議会というところでかかわりが出てきますので、そことの町との連携という部分では、まだ細かい計画書はございませんので、これについては次期総合計画の中でしっかり受け入れに対するマニュアルを作成していきたいというふうに考えてございます。

それからBCPの関係ですけれども。災害時における業務遂行の継続性ということだと思います。これについてもですね、具体的にじゃあどのように職員を特定してですね、行っていくかという部分については、基本的な部分での窓口業務、それから申請の受け付け、その他については、あるというか、具体的な計画書としてはございませんけれども、その辺はその都度ですね、定めていかなきゃならないということで、現在のところではまだBCPについてはしっかりとした計画書はできていないのが現状でございます。

4番南雲 やはりBCPと受援計画…受援計画のほうは社協のほうでやられるということなんですけれども、BCPというのはやはり罹災証明書の発行のスピードを上げるようなときにもとても大事なものとなるので、できればBCPとして策定されるということが望ましいと思われませんが、いかがでしょうか、お伺いたします。

総務課長 災害時におけるBCP計画はもう重要課題だと思っておりますし、計画としては必要な部分ですので、これはしっかりと取り組んでいきたいと思いますが、全庁的な話になりますので、まずその辺の職員との研修含めてですね、計画を立てるためにしっかりとそれはまず検討していかなくちゃいけないかなというふ

うに思っております。

4 番 南 雲 よろしく願いいたします。次に液体ミルクについて伺います。液体ミルクの国内での製造販売がことしの8月8日に解禁されました。海外では以前から普及していた液体ミルクなんですけれども、日本では食品衛生法に規格基準がなかったため、国内のメーカーも製造ができませんでした。それで熊本地震で被災したとき、粉ミルクしか手元になかったお母さんは、本当に粉ミルク用のお湯がなくて、炊き出しをしているところにペットボトルのお水を持って行って、鍋で温めてもらいお湯を手に入れるということを語ってられました。そして、あのときお湯がなかったらと思うと怖いとも言われていました。それで熊本地震のとき、支援物資としてフィンランドから5,000パックの液体ミルクが届けられました。そのことを知ったお母様方が、液体ミルクが被災したときにはとても必要だということできくさんの声上がり、日本でも8月8日に購入ができるということが決まりました。店頭で並ぶようになるまでにはまだ一、二年かかることなんですけれども。賞味期限は常温で1年で、今、通販で購入ができます。それで、本町でもさくら保育園に備蓄品として置くお考えはありますでしょうか、お伺いいたします。(私語あり)

議 長 4 番 南雲君、もう一度。

4 番 南 雲 さくら保育園と言ったのは、お子様が被災したときにやはりとても困る場所で、またさくら保育園に備蓄品としてあれば、お母様方があそこに行けば液体ミルクがあるということ、いろいろな備蓄品を置いてあるところに置くよりはわかりやすいからちょっと例に挙げさせていただいたんですけれども。備蓄品として液体ミルクを御購入するお考えがあるかどうかお伺いいたします。

総 務 課 長 まずですね、町として備蓄品として整備しているのは粉ミルクを整備しています。それに必要なお湯についてはですね、当然ミネラルウォーター等が水は用意してございますので、それを沸かして粉ミルクを利用するというような体制は十分とれてますので、そういう状況が発生したときにはそういう対応をさせていただくということになるかと思えます。

それと液体ミルクについては、今お話を聞いたところでございますので、今後の検討とさせていただきたいと思えます。

4 番 南 雲 液体ミルク、本当に今とても注目されていますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

そうしまして、岡山県の倉敷市の真備町で亡くなった方なんですけれども、51人の8割が70歳以上ということで、とても御高齢の方が本当にお亡くなりになったということを踏まえまして、今、要配慮者ですか、の対応をなさってるということなんですけれども。今、手挙げ方式で町のほうは要配慮者の対応をされてるところなんですけれども、これから例えばですね、今記録的に大雨に見舞われて、山形県の戸沢村の蔵岡地区というのは85世帯あって集落全体が水没しました。そして、ここに50年近く住んでいる方が、こんなに水があふれたのは初めてと語っていられたり、西日本の豪雨も3日間も続き、過去にない事例と言われています。このように大きな災害が続く中で、要配慮者の名簿に一人でも多くの方が手を挙げていただけるように、改めて町民に呼びかけることも必要かと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

総 務 課 長 はい、ありがとうございます。南雲議員のおっしゃるとおり、やはり要配慮者の方についてはしっかりと対応していかなきゃいけないというふうに思っております。先ほど町長のほうからも答弁させていただきましたとおり、避難情報発信ということに関しては、やはり高齢者または障害者、体の不自由な方の避難を早めに誘導していくというようなことの対応を今後とっていきたいということで、次期総合計画にもその辺をしっかりと明記していきたいなというふうに思っておりますし、今言われました要配慮者がある意味見つけていくというようなことになろうかと思えますけれども。自治会のほうとですね、その辺はよくお話をさせていただきながら、今あります要支援者の方ですね、名簿についても、どこまで用意していくかというところもありますので、その辺は十分検討させていただきたいというふうに思っております。

4 番 南 雲 本当にこれから高齢化が進む中で、とても大事な作業となりますので、よろしくをお願いいたします。

次ですね、真備町の甚大な被害が出た浸水地域は、市が作成した洪水・土砂災害ハザードマップの規定とほぼ重なっていました。しかし地元住民からは、ハザードマップを見ていなかったとの声があり、改めてハザードマップのこと

が重要性が認識されましたので、本町ではハザードマップの説明とか周知は行っていますでしょうか、お伺いいたします。

総務課長 洪水ハザードマップにつきましては、町のほうで作成をし、昨年町民の方にお配りし周知をさせていただいております。ただ、その内容についてはですね、個別に説明はしているところはありません。また、今回、神奈川県の方で1,000年に一度と言われる大雨の場合の洪水予報のハザードマップが示されました。これを合わせてですね、今現状持っている洪水のマップとですね、町のほうで早急に対象地域となる部分については、説明または周知をしていかなければいけないなというところを今、事務局のほうでは考えているところがございますので、改めて周知をさせていただきたいというふうに思っております。

4番南雲 本当にハザードマップを知らなかったという町民が出て、またそういう被害を受けてるということはとても悲しいことだと思いますので、ぜひよろしくお伺いいたします。

広島県の福山市なんですけれども、ハザードマップで指定していなかった農業用のため池が決壊して死者が出るなどの被害が出ました。これからハザードマップをつくられていくということなんですけれども、土砂災害ハザードマップは30年の3月版が出てますけど、今、洪水のハザードマップというのも30年3月に出たっておっしゃいましたけれども、出ていらっしゃいますか、30年の3月に。そうしましたら、町のほうでは、ごめんなさい、ちょっと聞き漏れちゃって。町のほうでは改訂版の作成の予定というのはございますでしょうか。

総務課長 以前に先ほど申しましたように、30年3月は出してございません。その以前のところで洪水マップを出しておりますけれども。先ほど申しましたように、県からですね、新たな1,000年に一度というような大災害のときの洪水ハザードマップが示されておりますので、その辺をあわせてですね、町民の方には対象地域を絞ってですね、説明をしていきたいなというふうには今考えてます。今現在町が出している洪水ハザードマップを改訂するところはございません。

議長 4番南雲さん、通告の時間が過ぎてますので。じゃあ、あと1点だけ。

4番南雲 すいません、じゃあ最後なんですけど。最後に町長にお伺いしたいんですけども、本当に防災対策っていうのは財源も必要ですが、命を守ることも

に、失われずに済む税収もあると思います。それで防災対策をやっていなかったために失う財政的被害も考えられます。今急がれている防災対策の対応のために、他の担当課等からヘルプの方を一時的に配置することも必要かと思いますが、このことも含めて町長に防災に対しての見解をお伺いいたします。

町 長 時間が過ぎてるので端的にですけども。本当に命を守るということについて、この間の広報の私のコラムのところに書きましたけども、何となく予算の範囲の中でやることじゃないような気がこのところしてます。ですので、可能な限りという話もしちゃ本当はいけないんでしょうけども、まずはその辺をちょっと総点検してですね、総合計画に基づいてやっていくといつになるかわからない部分もあつたりとかしますので、本当に早急に対応していかなくちゃいけない部分に対しては、もうきちっとした形でですね、予算の確保をしながら、優先度を上げてですね、対応していきたい。今言われたような提案もですね、含めて対応していきたいというふうに考えてはおります。またそのときにはですね、皆さん方の予算的な配置についても御理解いただければと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

議 長 以上で受付番号第5号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。再開は15時より再開をいたします。 (14時42分)